

意見募集開始時の案からの変更点

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集を開始した時からの「新旧対照表」の変更点は以下のとおりです。

令和8年9月30日
財務省主計局給与共済課

※下線が変更箇所（変更点については、条文審査の過程において修正が生じたもの。なお、修正が無い条項は「(略)」又は「(表略)」と表示している。）

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
国家公務員共済組合法施行令附則第三条	（特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置） <u>第三条</u> 当分の間、行政執行法人に使用される第二条第一項第九号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。）について法第四十条第八項及び第十一条の二の二の規定の例により算定した額が八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、<u>法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該行政執行法人の職員をもつて組織する組合（次項及び第五項において「組合」という。）の組合員としない。</u>	<u>（特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置）</u> <u>第三条の二</u> 当分の間、行政執行法人に使用される第二条第一項第九号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。）について法第四十条第八項及び<u>この政令</u>第十一条の二の二の規定の例により算定した額が八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、<u>法第三十七条第一項の規定にかかわらず、特定組合（当該行政執行法人の職員を組合員とする組合をいう。次項及び第五項において同じ。）の組合員としない。</u>

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
	2 前項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより組合に申出をした特定減額特例対象者は、組合の組合員とする。 3・4 （略） 5 第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみなされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合員」という。）は、いつでも、財務省令で定めるところにより組合に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失することができる。 6 （略） 7 特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）<u>附則第三条</u>第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。 8 特定減額特例対象組合員となつた特定減額特例対象者であつた者が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十五条第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又は	2 前項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより<u>特定組合</u>に申出をした特定減額特例対象者は、<u>特定組合</u>の組合員とする。 3・4 （略） 5 第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみなされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合員」という。）は、いつでも、財務省令で定めるところにより<u>特定組合</u>に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失することができる。 6 （略） 7 特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）<u>附則第三条の二</u>第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。 8 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十五条第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による<u>場合</u>を含む。）は、適用しな

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
	その例による<u>もの</u>を含む。）は、適用しない。 9 特定減額特例対象組合員となつた特定減額特例対象者であつた者が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第六十一条第二項並びに第百条第一項及び第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による<u>もの</u>を含む。）の適用については、<u>同号に該当するに至つた日</u>に組合員の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。	い。 9 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第六十一条第二項並びに第百条第一項及び第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による<u>場合</u>を含む。）の適用については、<u>同日</u>に組合員の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。
国家公務員共済組合法施行令附則第三条の二	<u>第三条の二</u> 前条の規定は、法人等（組合、連合会、国立大学法人等、法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第二に掲げるもの、郵政会社等又は法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。附則第七条の三の四及び<u>第七条の三の六</u>において同じ。）に使用される者について準用する。この場合において、前条第一項中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者」と、同条第七項から第九項までの規定中「職員」とあるのは「職員に準ずる者として財務省令で定める者」と読み替えるものとする。	<u>第三条の三</u> 前条の規定は、法人等（組合、連合会、国立大学法人等、法第二百二十四条の三に規定する行政執行法人以外の独立行政法人のうち法別表第二に掲げるもの、郵政会社等又は法附則第二十条の七第一項に規定する適用法人をいう。附則第七条の三の四及び<u>第七条の三の七</u>において同じ。）に使用される者について準用する。この場合において、前条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として<u>組合の運営規則</u>で定める者」と、同条第七項から第九項までの規定中「職員に」とあるのは「職員に準ずる者として<u>組合の運営規則</u>で定める者に」と読み替えるものとする。
国家公務員共済組合法施行令附則第七条の三の四	（行政執行法人又は法人等に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例） 第七条の三の四 法附則第十四条の二の政令で定める者は、行政執行法人又は法人等に使用される短時間組合員（次の各号のいずれにも該当する者をいう。次条及	（行政執行法人又は法人等に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例） 第七条の三の四 法附則第十四条の二の政令で定める者は、行政執行法人又は法人等に使用される短時間組合員（次の各号のいずれにも該当する者をいう。次条か

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
	<u>び附則第七条の三の六</u>において同じ。）とする。 一 第二条第一項第九号に掲げる者（法人等に使用される者にあつては、同号に掲げる者に準ずる者として<u>財務省令</u>で定める者） 二 （略）	<u>ら附則第七条の三の七</u>までににおいて同じ。）とする。 一 第二条第一項第九号に掲げる者（法人等に使用される者にあつては、同号に掲げる者に準ずる者として<u>組合の運営規則</u>で定める者） 二 （略）
国家公務員共済組合法施行令附則第七条の三の五	第七条の三の五 次の各号に掲げる行政執行法人（既にこの項の申出をした行政執行法人を除く。以下この条において同じ。）は、<u>それぞれ当該各号に定める日（第五項及び第六項において「基準日」という。）</u>から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、財務省令で定めるところにより<u>当該行政執行法人の職員をもつて組織する組合（同項において「組合」という。）</u>に申出をした場合は、法第九十九条第二項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、行政執行法人に使用される短時間組合員に係る行政執行法人の負担すべき同項第一号及び第五号の負担金（標準報酬の月額に係る負担金に限る。以下この項、<u>第七項及び第八項</u>において「短時間組合員に係る負担金」という。）の負担の割合を、附則別表各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間組合員に係る負担金の額のうち、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る<u>掛金等率</u>（短期給付（第二十二條第一項の規定により算定した費用の額をいう。）及び福祉事業に係る法第百条第三項に規定する標準報酬の	第七条の三の五 次の各号に掲げる行政執行法人（既にこの項の申出をした行政執行法人を除く。以下この条において同じ。）は、当該各号に定める日（<u>第四項及び第五項</u>において「<u>申出基準日</u>」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、財務省令で定めるところにより<u>特定組合（当該行政執行法人の職員を組合員とする組合をいう。同項において同じ。）</u>に申出をした場合は、法第九十九条第二項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、行政執行法人に使用される短時間組合員に係る行政執行法人の負担すべき同項第一号及び第五号の負担金（標準報酬の月額に係る負担金に限る。以下この項、<u>第六項及び第七項</u>において「短時間組合員に係る負担金」という。）の負担の割合を、附則別表各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間組合員に係る負担金の額のうち、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る<u>費用負担率</u>（短期給付（第二十二條第一項の規定により算定した費用の額をいう。）及び福祉事業に係る法第百条第三項に規定する標準報酬

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
	月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。）を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。<u>第五項</u>において「負担金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。 一～三 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行政執行法人は、同項の申出をすることができない。 一・二 （略） 三 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあっては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の<u>規定による申出をしていない行政執行法人</u>（この間に特定法人となつた行政執行法人を除く。） 四～六 （略） 3 <u>第一項の規定の適用を受ける行政執行法人に使用される短時間組合員の掛金（標準報酬の月額に係る掛金に限る。）に係る第二十二條第四項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十から附則第七條の三の五第一項に規定する増加負担割合を控除して得た率」とする。</u>	の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に二を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。<u>第四項</u>において「負担金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。 一～三 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行政執行法人は、同項の申出をすることができない。 一・二 （略） 三 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあっては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の申出が<u>されていない行政執行法人</u>（この間に特定法人となつた行政執行法人を除く。） 四～六 （略）

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
	<u>4</u> （略） <u>5</u> 行政執行法人ごとの負担金調整額が零である場合（当該負担金調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該負担金調整額が零である月以後の期間における当該行政執行法人に係る第一項の規定の適用を停止するものとする。 <u>6</u> 行政執行法人は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、財務省令で定めるところにより、組合に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。 <u>7</u> （略） <u>8</u> 第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間組合員に係る負担金について適用する。ただし、<u>第五項</u>の規定により第一項の規定の適用を停止した月から<u>第六項</u>の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。 <u>9</u> （略）	<u>3</u> （略） <u>4</u> 行政執行法人ごとの負担金調整額が零である場合（当該負担金調整額が零である月が<u>申出</u>基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該負担金調整額が零である月以後の期間における当該行政執行法人に係る第一項の規定の適用を停止するものとする。 <u>5</u> 行政執行法人は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から<u>申出</u>基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、財務省令で定めるところにより、<u>特定</u>組合に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。 <u>6</u> （略） <u>7</u> 第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間組合員に係る負担金について適用する。ただし、<u>第四項</u>の規定により第一項の規定の適用を停止した月から<u>第五項</u>の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。 <u>8</u> （略）
国家公務員共済組合法施行令附則第七条の三の六、附則第七条の三の七		<u>第七条の三の六</u> <u>前条第一項の規定の適用を受ける行政執行法人に使用される短時間組合員の掛金（標準報酬の月額に係る掛金に限る。）に係る第二十二条第四項の規定の適用については、同項中「おける組合員の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額で除し、これに百分の五十」とあるのは、「おける組合員の標準報酬の月額の合計額及</u>

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）																
	<u>第七条の三の六</u> 前条の規定は、法人等に使用される短時間組合員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる<u>同条</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表略）	<u>び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額で除し、これに百分の五十から附則第七条の三の五第一項に規定する増加負担割合を控除して得た率」とする。</u> <u>第七条の三の七</u> 前二条及び附則別表の規定は、法人等に使用される短時間組合員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる<u>附則第七条の三の五</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （表略）																
国家公務員共済組合法施行令附則別表	附則別表 一 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じて同表の下欄に定める増加負担割合 <table><tr><td>標準報酬の等級</td><td>増加負担割合</td></tr><tr><td>（以下、修正無し。）</td><td></td></tr></table> 二 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じて同表の下欄に定める増加負担割合 <table><tr><td>標準報酬の等級</td><td>増加負担割合</td></tr><tr><td>（以下、修正無し。）</td><td></td></tr></table>	標準報酬の等級	増加負担割合	（以下、修正無し。）		標準報酬の等級	増加負担割合	（以下、修正無し。）		附則別表 一 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じて<u>それぞれ</u>同表の下欄に定める増加負担割合 <table><tr><td>標準報酬の等級</td><td>増加負担割合</td></tr><tr><td>（以下、修正無し。）</td><td></td></tr></table> 二 附則第七条の三の五第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次の表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じて<u>それぞれ</u>同表の下欄に定める増加負担割合 <table><tr><td>標準報酬の等級</td><td>増加負担割合</td></tr><tr><td>（以下、修正無し。）</td><td></td></tr></table>	標準報酬の等級	増加負担割合	（以下、修正無し。）		標準報酬の等級	増加負担割合	（以下、修正無し。）	
標準報酬の等級	増加負担割合																	
（以下、修正無し。）																		
標準報酬の等級	増加負担割合																	
（以下、修正無し。）																		
標準報酬の等級	増加負担割合																	
（以下、修正無し。）																		
標準報酬の等級	増加負担割合																	
（以下、修正無し。）																		
令和四年改正		<u>（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過</u>																

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
政令（※）附則第二条	第二条 国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項並びに国家公務員共済組合法施行令（以下「国共済令」という。）第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号、第二号及び第四号（第一号又は第二号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定によりこの政令の施行の日（以下この条及び附則第四条第二項において「施行日」という。）において同法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）の組合員の資格を取得した者（同法第二条第一項第七号に掲げる各省各庁（次項において「各省各庁」という。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（次項及び次条において「行政執行法人」という。）に所属している者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第五項、第六十七条第三項又は第百二十六条の五第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、当該組合の組合員であったものとみなす。 2	措置） 第二条 国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項並びに<u>第一条の規定による改正後の</u>国家公務員共済組合法施行令（以下「<u>新国共済令</u>」という。）第二条第一項（第七号から第九号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号、第二号及び第四号（第一号又は第二号に掲げる者に準ずる場合に限る。）に係る部分に限る。）の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）において同法第三条第一項に規定する組合（以下この条において「組合」という。）の組合員の資格を取得した者（同法第二条第一項第七号に掲げる各省各庁（以下「各省各庁」という。）又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）に所属している者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第五項、第六十七条第三項又は第百二十六条の五第一項の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、当該組合の組合員であったものとみなす。 2 改正せず。
令和四年改正政令附則第三条	第三条 令和十七年九月三十日までの間、特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（国共済令第二条第一項第九号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、国家公務員共済組合法第二条第一項第一号及び第三十七条第一項並びに国共済令附則第三条第二項及び第四項の規定	第三条 令和十七年九月三十日までの間、特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者（<u>国家公務員共済組合法施行令（以下この項及び第八項において「国共済令」という。）</u>第二条第一項第九号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）については、国家公務員共済組合法第三十七条第一項

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）
	にかかわらず、<u>当該行政執行法人の職員をもって組織する組合の組合員</u>としない。 2 令和十七年九月三十日までの間、特定法人に該当しなくなった行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該行政執行法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、<u>当該行政執行法人の職員をもって組織する組合</u>に特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 一・二 （略） 3～8 （略）	並びに国共済令<u>附則第三条の二</u>第二項及び第四項の規定にかかわらず、<u>組合（当該行政執行法人の職員を組合員とする同法第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）の組合員</u>としない。 2 令和十七年九月三十日までの間、特定法人に該当しなくなった行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該行政執行法人が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、組合に特定四分の三未満短時間勤務者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 一・二 （略） 3～8 （略）
令和四年改正政令附則第三条の二	第三条の二 次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じて同表の下欄に掲げる字句とする。 （表略）	第三条の二 次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じて<u>それぞれ同表の下欄</u>に掲げる字句とする。 （表略）
令和四年改正政令附則第四条	<u>第四条</u> <u>2</u> 3 （略）	<u>第四条</u> <u>改正せず。</u> <u>2</u> <u>改正せず。</u> 3 （略）

※「令和四年改正政令」とは「国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十五号）」である。

以上